

平成26年度 第1回弘前市防災会議の概要

- 1 日 時 平成27年2月9日（月）午後2時00分～2時40分
- 2 会 場 弘前市民会館1階大会議室
- 3 出席者（敬称略）
 - 出席 32名（代理出席含む）

弘前市長 葛西憲之（会長）、青森地方気象台次長 藤丸秀和、東北地方整備局青森河川国道事務所長代理 防災課長 伊藤圭、東北農政局青森地域センター次長 堀切義郎、津軽森林管理署長代理 総括治山技術官 本城谷貴広、中南地域県民局地域整備部長 白川裕彦、弘前警察署長代理 警備課長 小笠原幹夫、弘前地区消防事務組合消防長 福士文敏、弘前市副市長 蟻名正樹、弘前市消防団長 笹常俊、東日本電信電話株式会社青森支店長代理 青森災害対策室主査 鹿内昭則、東日本旅客鉄道株式会社津軽地区長代理 副駅長 奈良肇、東北電力株式会社弘前営業所長 清野和寛、日本放送協会青森放送局長 松隈天、株式会社青森テレビ弘前支社長 白戸恵美子、弘前ガス株式会社取締役社長 斎藤嘉春、青森県トランク協会弘前支部長 三上正喜、弘前大学大学院理工学研究科准教授 片岡俊一、陸上自衛隊弘前駐屯地第39普通科連隊長代理 運用訓練幹部 高橋和夫、弘前商工会議所会頭 永澤弘夫、弘前市町会連合会会长 神忠男、弘前市民生委員児童委員協議会会长 今幸夫、弘前市議会総務常任委員長 小山内司、弘前市農業委員会会长 下山勇一、一般社団法人弘前市医師会理事 青山公直、社会福祉法人弘前市社会福祉協議会会长 白取幹人、弘前市連合婦人会副会長 三上ナツエ、弘前市赤十字奉仕団委員長 宮本兼昭、弘前建設業協会協会会长 一戸利光、弘前地区婦人防火クラブ連絡協議会副会長 佐藤雅子、株式会社エフエム青森弘前支局長 斎藤寛、アップルウェーブ株式会社専務取締役 一戸勝美
 - 欠席 4名
弘前市教育委員会教育長 佐々木健、青森放送株式会社弘前支社長 川村和夫、青森朝日放送株式会社 沢谷加一郎、NPO法人青森県防災士会弘前支部長 工藤廣道
 - 事務局
弘前市防災安全課長 三浦直美、同課長補佐 工藤雅人、同主幹 今井郁夫、同主査 堤健介、同主事 斎藤賢幸、同主事 油井巧、危機管理嘱託員
- 4 会議
 - (1) 会長あいさつ
会議の開会に際し、会長（弘前市長 葛西憲之）より挨拶
 - (2) 議事進行
冒頭、弘前市防災会議条例の規定により会長が議長役を務めることを宣し、その後

の議事を進行した。

案件1 職務代理指名の報告について

議長より、弘前市防災会議条例第3条第4項の規定に基づき、会長の職務代理として弘前市副市長の蛇名委員を指名したことを報告した。

案件2 地域防災計画の修正について

事務局より、資料1～4に基づいて市庁舎増築棟の防災拠点化、弘前運動公園の防災拠点化及び地域防災計画の修正案について説明した。

事務局の説明終了後、議長より委員に対して意見又は質問等を求めたところ、委員からは意見又は質問等はなかった。

続いて、議長より修正案の承認について委員へ諮り、原案のとおり了承された。

案件3 地域防災計画修正のスケジュールについて

事務局より、資料5に基づいて修正に係る今後のスケジュールについて説明した。

事務局の説明終了後、議長より委員に対して意見又は質問等を求めたところ、委員からは意見又は質問等はなかった。

案件4 避難所等の見直し状況について

事務局より、資料6に基づいて避難所等の見直し状況について説明した。

事務局の説明終了後、議長より委員に対して意見又は質問等を求めたところ、委員からは意見又は質問等はなかった。

案件5 その他

議長より、案件1～4のほかにその他として何かないか、委員及び事務局に求めたが、特段なかった。

(3) 閉会

議長より会議の閉会を宣し、終了した。

以上

平成26年度 第1回弘前市防災会議

日 時：平成27年2月9日（月）
午後2時00分～3時00分
場 所：弘前市民会館1階 大会議室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

（1）職務代理指名の報告について

（2）地域防災計画の修正について

①地域防災計画の修正案

②市庁舎増築棟の防災拠点化

③弘前運動公園の防災拠点化

（3）地域防災計画修正のスケジュールについて

（4）避難所等の見直し状況について

（5）その他

4 閉 会

【配付資料】

席図、委員名簿

資料1 弘前市地域防災計画の修正について

資料2 防災拠点の整備について

資料3 市庁舎増築棟の防災拠点化について

資料4 弘前運動公園の防災拠点化について

資料5 地域防災計画修正のスケジュールについて

資料6 避難所等の見直し状況について

（参考）弘前市防災会議条例

弘前市地域防災計画の修正案について

1. 修正内容

市庁舎増築棟と弘前運動公園の防災拠点化について、新たに地域防災計画へ盛り込む。

2. 修正理由

両施設における防災機能の整理と整備方針が概ね定まったことから、弘前市の防災に関する基本計画である地域防災計画へ防災拠点として位置付け、効果的な防災対策を実施するため修正するものである。

3. 修正案（新旧対照表）

地域防災計画（地震等災害対策編、風水害等災害対策編）の第3章「災害予防計画」中に、「防災拠点の整備」の項目を新たに追加する。

- ・ 地震等災害対策編 「資料1－2」のとおり
- ・ 風水害等災害対策編 「資料1－3」のとおり

弘前市地域防災計画（地震災害対策編） 新旧対照表

修 正（案）	現 行	備 考
<p>P 70-1</p> <p>第3章 災害予防計画</p> <p>第23節 防災拠点の整備</p> <p><u>地震災害</u>における防災対策の推進にあたって、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する上で重要となる防災拠点を整備するものとする。</p> <p>また、防災拠点として有効に機能するために必要となる資機材や物資等についても整備していくものとする。</p> <p>1 中枢となる防災拠点（市庁舎増築棟）</p> <p><u>大規模な地震</u>においても災害対応で重要となる機能を停滞することなく実施するため、市庁舎増築棟を中枢となる防災拠点として整備し、次に掲げる機能を集約する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害対策本部 (2) 避難者の一時収容 (3) 食事等の提供 (4) 重要な情報システムの保護とバックアップ <p>2 広域避難にも対応した地域防災拠点（弘前運動公園）</p> <p>中枢となる防災拠点を補完し、より効果的な災害対応を可能とするため、弘前運動公園を防災関係機関の活動拠点機能や大規模な収容機能を備えた地域防災拠点として整備する。</p> <p>災害時には、周辺住民、観光客、帰宅困難者のほか、周辺市町村やさらに広域からの避難にも対応できるものとし、地域防災拠点として次の機能を備</p>	<p>第3章 災害予防計画</p> <p>(新設)</p>	

弘前市地域防災計画（地震災害対策編） 新旧対照表

修 正（案）	現 行	備 考
<p>えるものとする。</p> <p>【災害時の機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害対策本部の補完、現地対策本部 (2) 防災関係機関の活動拠点 (3) 災害医療救護所 (4) 避難者の収容 (5) 資機材・食料等の備蓄 (6) 救援物資等の集積・中継・分配 (7) 食事等の提供 (8) ヘリコプター離着陸 <p>【平常時の機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 訓練等の実施 (2) 研修等の防災啓発 		

弘前市地域防災計画（風水害等災害対策編） 新旧対照表

修 正（案）	現 行	備 考
<p>P 76-1</p> <p>第3章 災害予防計画</p> <p>第21節 防災拠点の整備</p> <p><u>風水害等の災害</u>における防災対策の推進にあたって、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する上で重要となる防災拠点を整備するものとする。</p> <p>また、防災拠点として有効に機能するために必要となる資機材や物資等についても整備していくものとする。</p> <p>1 中枢となる防災拠点（市庁舎増築棟）</p> <p><u>大規模な風水害等</u>においても災害対応で重要となる機能を停滞することなく実施するため、市庁舎増築棟を中枢となる防災拠点として整備し、次に掲げる機能を集約する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害対策本部 (2) 避難者の一時収容 (3) 食事等の提供 (4) 重要な情報システムの保護とバックアップ <p>2 広域避難にも対応した地域防災拠点（弘前運動公園）</p> <p>中枢となる防災拠点を補完し、より効果的な災害対応を可能とするため、弘前運動公園を防災関係機関の活動拠点機能や大規模な収容機能を備えた地域防災拠点として整備する。</p> <p>災害時には、周辺住民、観光客、帰宅困難者のほか、周辺市町村やさらに広域からの避難にも対応できるものとし、地域防災拠点として次の機能を備</p>	<p>第3章 災害予防計画</p> <p>(新設)</p>	

弘前市地域防災計画（風水害等災害対策編） 新旧対照表

修 正（案）	現 行	備 考
<p>えるものとする。</p> <p>【災害時の機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害対策本部の補完、現地対策本部 (2) 防災関係機関の活動拠点 (3) 災害医療救護所 (4) 避難者の収容 (5) 資機材・食料等の備蓄 (6) 救援物資等の集積・中継・分配 (7) 食事等の提供 (8) ヘリコプター離着陸 <p>【平常時の機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 訓練等の実施 (2) 研修等の防災啓発 		

防災拠点の整備について

1. 防災拠点とは

※消防庁「広域防災拠点が果たすべき消防防災機能のあり方に関する調査検討会報告書」(平成15年3月)による。

(1) 機能

平常時：防災に関する研修や訓練の場、地域住民の憩いの場
災害時：防災活動のベースキャンプ、住民の避難地

(2) 種類

役割と機能に応じて3種類に分類される。

①コミュニティ防災拠点

町内会や自治会の単位で設置されるもの

②地域防災拠点

災害時に市町村等の現地活動拠点や中短期の避難活動が可能なもの

③広域防災拠点

災害時に広域応援のベースキャンプや物資の流通配給基地等に活用されるもので、概ね都道府県により設置されるもの

2. 防災拠点の必要性

上記1(2)の分類に関わらず、当市においても、災害時等において迅速かつ的確な対応を実施するための防災拠点が必要である。

災害の程度が大規模で広範囲になるほど必要性は高くなるが、当市においては拠点となる施設が整備されていない現状であり、いつどのような災害が起こっても対応ができるよう、早急に整備する必要性がある。

①中枢となる防災拠点

【現状】

災害時の災害対策本部は市庁舎新館に設置
⇒ 共用会議室を使用しているため、機能的に課題がある。

災害時に重要な機能等を集約

(防災拠点)
市庁舎増築棟
【免震構造】
※H27年度完成予定

↓

災害時に重要な機能等を集約

（防災拠点）
市庁舎増築棟
【免震構造】
※H27年度完成予定

（機能）

- 災害対策本部
- 避難者の一時収容
- 食事の提供
- 重要情報システムの保護、バックアップ

②広域避難にも対応した地域防災拠点

中枢となる防災拠点のほかに、活動拠点機能や避難者の収容機能を備えた地域防災拠点を整備することによって、大規模災害においてもより効果的な災害対応が可能となる。



位置や規模、アクセス、施設等の面を考慮した場合、市内で地域防災拠点に最も適しているのが「弘前運動公園」である。

周辺には弘前駅やオフィスアルカディアが存在するほか、周辺市町村とも近接していることから、**大規模災害時においては、観光客や帰宅困難者、事業所従業員のほか、周辺市町村からの避難**が想定される。また、原子力災害等の広域避難にも対応する必要がある。

地域防災拠点として機能するための整備

(地域防災拠点)
弘前運動公園
※H29年度完成予定

<機能>

【災害時】

- 災害対策本部の補完、現地対策本部
- 防災関係機関の活動拠点
- 災害医療救護所
- 避難者の収容
- 資機材・食料等の備蓄
- 救援物資等の集積・中継・分配
- 食事等の提供
- ヘリコプター離着陸

【平常時】

- 訓練等の実施
- 研修等の防災啓発

市庁舎増築棟の防災拠点化について

1. 整備概要

事業年度 平成25年度 実施設計
平成26年度 工事着工
平成27年度 工事完成
平成28年4月～ 供用開始予定

総事業費 3,220,333千円（予算額ベース）

整備方針 「資料3-2」を参照

2. 防災機能等

「資料3-3」を参照

■基本理念

「市民のためのあずましい庁舎」

市庁舎は市民共有の財産であり、そのあり方は「市民のための庁舎」であり、「親しみ」「やさしさ」「安全・安心」というキーワードを表現したもの。

■基本方針

(1)「歴史的建造物として後世に引き継ぐ庁舎」

- ・歴史的建築資源として保存・活用し、将来へ引き継がれる庁舎
- ・適切な管理でめざす100年庁舎

(2)「市民にやさしい庁舎」

- ・市民が気軽に立ち寄れる開かれた庁舎
- ・バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した人にやさしい庁舎

(3)「環境と経済性に配慮した庁舎」

- ・省エネ、省資源化、リサイクルなど環境負荷の低減と経済性に配慮した庁舎
- ・弘前公園や現庁舎を含めた周辺の景観に配慮した庁舎

(4)「市民の安全と安心を守る庁舎」

- ・耐震性に優れ、防災拠点としての機能を持った庁舎

(5)「変化に対応できる機能的な庁舎」

- ・市民のニーズや業務の変化に柔軟に対応できる機能性を持った庁舎



外観イメージ

(4)「市民の安全・安心を守る庁舎」 【増築棟の位置付け】

弘前市における災害対策の拠点として免震工法により建設します。増築棟の整備にあたっては、災害対策に関する機能や重要な設備機器等を集約することで、災害指令機能および避難者対応機能の確保、また、ライフライン途絶時における庁舎機能の維持が可能となり市民の安全・安心を確保します。

【耐震性に優れた構造計画】

- 1) 増築棟への免震工法の採用
地震の影響を最小限とすることで、災害時における即応体制を確保します
- 2) 既存棟(本館・新館)の耐震補強工事の実施
地震の揺れに耐え、庁舎内の生命及び財産を保護します

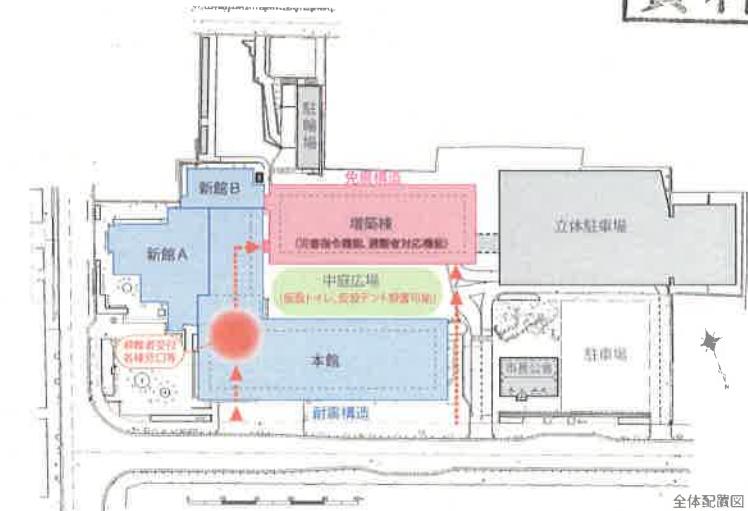
【各機能について】

- 1) 災害指令機能の確保
防災会議室兼特別会議室 … 災害対策本部として指揮命令を行います
防災安全課・防災無線室 … 防災会議室に隣接させ、機能を一か所に集約することで、指揮命令・情報伝達の即時対応を可能とします
- 2) 避難者対応機能の確保(休憩室及び食堂の一部)
緊急避難者の一時待機スペースとして確保します(100人程度)
- 3) 炊き出し機能(食堂)
緊急避難者等への提供を行います(炊飯器 100食/回、味噌汁 350食/回)
現物備蓄の供給施設としての活用も可能
- 4) 備蓄倉庫(100人分程度)
緊急避難者用などとして、1日分の食料及び生活必需品を格納します
- 5) 仮設トイレ、仮設トイレの設置(中庭広場)
大規模災害時などにおける緊急避難者の増大時の受け入れを想定しています
- 6) 避難者受入窓口及び各種相談窓口等(市民ホール)
指定避難所への誘導及び案内などの対応を行います
各種相談窓口等を開設し、市民の不安の解消やニーズの把握を行います
- 7) ライフライン途絶時の庁舎の機能維持
 - ①電源の確保(増築棟:通常レベル、既存棟:一部)
 - ・非常用自家発電機、燃料電池型コージェネ、太陽光発電システム+蓄電池
 - ②飲料水の確保
 - ・受水槽(28,000L)にて約6日分の飲料水の確保
 - ③熱源の確保
 - ・都市ガス(中圧)を燃料とした空調(GHPエアコン、冷温水発生器、ボイラ)
 - ・コージェネ排熱利用による一部給湯
 - ④重要設備機器の集約
 - ・主電気室、各種機械室、コンピュータマシン室等を増築棟(免震構造)へ集約

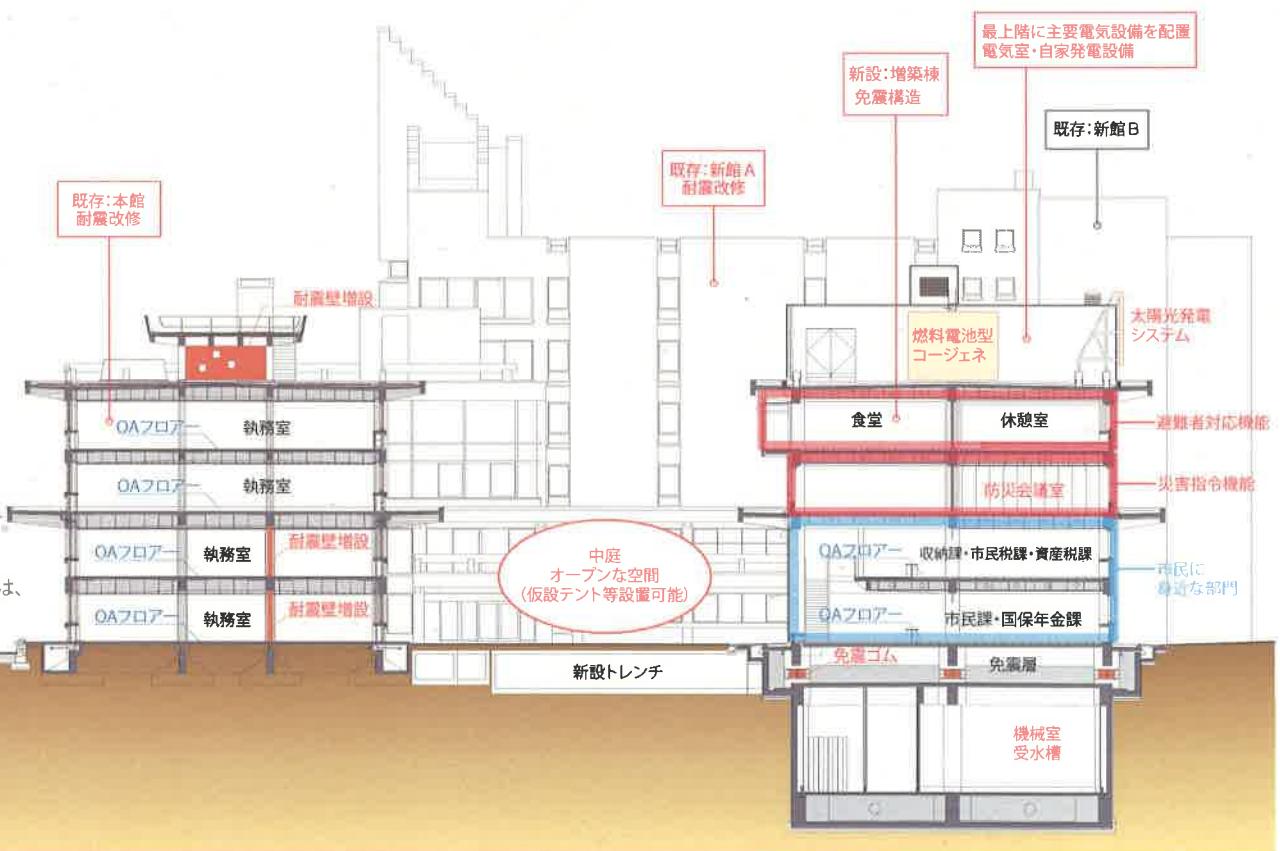
(5)「変化に対応できる機能的な庁舎」

社会状況の変化や市役所に対する社会ニーズの変化に対応するための工夫をします

- ・事務室床をOAフロアとする。
- ・同フロアの課室間には極力間仕切り壁を設置しない。間仕切り壁を設置する際には、移動可能な乾式工法を採用する。



全体配図図



弘前運動公園の防災拠点化について

1. 整備概要

現在、弘前運動公園の長寿命化計画策定と並行して、防災拠点化に向けた基本構想の策定作業を進めており、今年度中に策定予定。

①今後の予定

平成27年度 設計、工事着工

平成29年度 工事完成

②全体事業費

現在作業中の基本構想において概算額を算出し、設計段階で精査する予定。

2. 施設別の防災機能 ※資料4-2参照

効率的に機能を発揮させるため、大きく北側と南側で機能別にゾーニングし、以下の機能をもたせる。

なお、現時点の基本構想案であるため、今後変更となる可能性がある。

<避難・救援・支援ゾーン>

①青森県武道館、遠的弓道場

- ・活動調整本部（市現地災害対策本部、各機関現地指揮本部等の調整）
- ・避難者の収容（要配慮者、原子力災害時の広域避難者の収容にも対応）
注）青森県地域防災計画（原子力編）に基づき、原子力災害時には横浜町からの広域避難の受け入れを行うことで、県・関係市町村・関係機関で現在検討を進めている。

②克雪トレーニングセンター

- ・避難者の収容（原子力災害時の広域避難者の収容にも対応）
※避難者受け入れ施設として使用しない場合 → 物資等の集積

③エントランス広場

- ・行政、ボランティアなどの支援活動拠点

④多目的広場

- ・物資等の集積、荷捌き

⑤テニスコート

- ・物資等の配布

⑥各駐車場

- ・西側駐車場は、避難者及び関係機関の車両エリア
- ・第1～3駐車場は、支援及び復旧関係の車両エリア

<実働隊ゾーン>

⑦陸上競技場

- ・ヘリポート

※青森空港が使用不能な場合などは、人命救助や物資輸送などを行うヘリコプター出動の拠点となるヘリベースとして使用

- ・救護所

⑧球技場

- ・実働隊車両待機場所

※発災直後や初期段階においては、一時避難場所として使用

⑨野球場

- ・消防、警察、自衛隊等の現地指揮本部、活動拠点及び宿営場所

※陸上競技場がヘリポートとして使用できない場合 → 臨時ヘリポート

※発災直後や初期段階においては、一時避難場所として使用

※平常時の備蓄倉庫機能

3. 将来的な検討課題

ア. 公園東側と国道7号線との接続（非常時出入口の確保）

イ. 公園南側とオフィスアルカディア側との通行路の確保

弘前運動公園 防災公園整備計画図(案案)

《弘前運動公園について》

弘前運動公園は地域防災計画では広域避難地として位置づけられています。2.8haと十分な広さを持ち、第1次緊急輸送道路に県指定されている国道7号線、県道109号線を接続道路とし、高速道路からのアクセスも良く、市役所等の施設からも近いことから、規模、立地の両面で防災公園として適した要件を備えています。これらのことから、防災拠点の機能を担う防災公園としての活用を目指して整備を行います。

《整備の方針》

防災公園は日常的な利用形態から発災後、時間と共に要求される役割が変化し、利用の方法も変わっていきますが、効率的な機能するために、大きく北側と南側でゾーニングを設定しながら施設別機能の整理を行いました。

【実働隊ゾーン】

公園アプローチ道路と接続し、まとまった平地を確保できる南側の陸上競技場、球技場、野球場を実働隊ゾーンとします。

(陸上競技場)

グラウンド部分の整備、夜間照明対応を検討の上、ヘリポートとします。

建物は医療班の活動場所や負傷者の

トリアージ等、医療拠点となる救護所になります。また、青森空港が使用できない場合はヘリコプターの出動拠点となるヘリベースを兼ねます。

(球技場)

実働隊の車両待機場所とするほか、必要に応じて発災直後および初動段階に一時避難場所として使用します。

(野球場)

日常の公園管理機能と広い平地を併せ持つことから、消防・警察・自衛隊等の関係機関の現地指揮本部、活動拠点や宿営場所に使用します。また、照明塔を活かし陸上競技場が使用できない場合の臨時ヘリポートや、発災直後および初動段階の一時避難場所としても使用します。そのほか、備蓄倉庫を整備しますが、これらのための諸室が不足する場合はスタンドの拡充を検討します。

【避難・救援・支援ゾーン】

国道7号線からアクセスしやすく、大きな建物が集まる公園北側の多目的運動広場、駐車場、克雪トレーニングセンター、青森県武道館一帯を、避難・救援・支援ゾーンとします。

(青森県武道館・遠的弓道場、克雪トレーニングセンター)

避難者収容施設とします。要配慮者は宿泊施設や座席を持つ青森県武道館への収容を原則とするほか、青森県武道館には市現地災害対策本部や各機関現地指揮本部等の調整を行う活動調整本部となります。克雪トレーニングセンターは、避難者受け入れをしない場合、風雨・雪を防げる物資集積場所に利用します。

(エントランス広場)

行政、ボランティアなどの支援活動拠点とし、被災地や被災者、物資に必要となる後方支援全般の窓口として機能します。



(多目的運動広場・テニスコート)

一次緊急輸送道路である国道7号線から直接アクセスできる多目的運動広場を物資集積場所、荷捌き場所とし、隣接するテニスコートを被災者や避難者への物資配布場所とします。

(駐車場)

西側駐車場は、避難者及び関係機関の車両エリア、第1～第3駐車場は、支援・復旧関係の車両エリアとします。

《整備が望まれる主要な機能》

出入口・園路

避難時の入口として、また救援や輸送に使われる各種の大型車両の通行を考慮し、必要な幅の確保を行います。

なお、公園東側と国道7号線の接続部に非常用出入口を設けると救援活動の大幅な向上が図れるほか、公園南側のオフィス・アルカディアとの通行路の確保も含め、将来検討課題とします。



非常用出入口イメージ

耐震性貯水槽

主に飲料水や衛生・医療用の確保のため整備が必要です。水道管に直結するものや、建物に貯水槽を設けるものなど方式は様々です。

非常用井戸

主に生活用水確保に用いられます。トイレ洗浄のほか、親水用水レベルの水質であれば調理・洗面/手洗い・風呂/シャワー等に使えます。雨水貯留による代替・補完も考えられます。



非常用便所

災害直後から必要となる機能です。常設トイレの活用を図りながら、必要に応じて不足分を補う形で既存の屋外トイレの改築、仮設トイレやマンホールトイレの整備を行います。

備蓄倉庫

災害時に必要となる物品や資機材、あるいは地域で必要となる備蓄スペースを確保します。他の防災関連施設と分担しながら、必要最小限の備蓄内容とし、過大とならないものとします。



備蓄庫イメージ

管理事務所・情報関連施設

災害時の現地対策本部として管理・運営を行う拠点、避難者支援や情報収集・伝達等の拠点となる場所です。避難や周辺住民に情報を提供するためと、地域全体の広域的なシステムの両面から整備が必要です。

平常時の機能の活用を図ると共に、公園管理と異なる機能・運用が必要な部分は関連部局と調整を行い、災害時の利用・運用方法の整合を図ります。

日常の管理機能と重複することから、公園の管理機能を持ち、スタンドから公園全体が見渡せて状況把握が容易な野球場において、貯水槽や備蓄倉庫等の機能向上を含めた一体的な整備が効果的です。

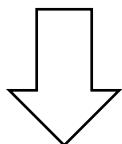
地域防災計画修正のスケジュールについて

H27. 2. 9 第1回防災会議（修正案の審議）

※修正案が承認された場合、速やかにホームページ等で公表

【今後の修正予定】

- ・県では、新たな津波・地震被害想定（H26.11月公表）などを反映した県地域防災計画の修正について、今年度中を目途に作業を進行中。



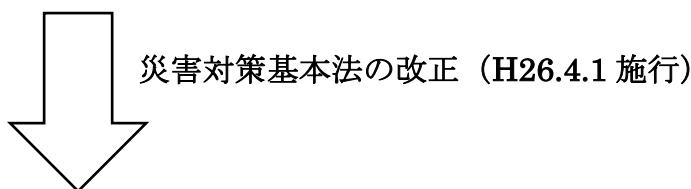
上記を踏まえた市地域防災計画の修正を行うため、当会議において審議していただく予定。

避難所等の見直し状況について

【現在の指定箇所数】

- ・指定避難所 122箇所（学校、公共施設、集会所等）
- ・指定避難場所 96箇所（公園）

※いずれも、災害の種類や避難期間に応じた区分はしていない。



<市の対応状況>

現在、避難所の見直しにあたっての「指定基準」と「指定方針」を定めて作業を進めており、今年度中に完了する予定。



防災会議での審議後、地域防災計画へ反映させる。

避難所見直しにあたっての「指定基準」と「指定方針」

指定基準

- ア. 50cm 以上の浸水想定区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内にある施設等を除外
- イ. S56年6月以降の新耐震基準を満たさない建物を除外
- ウ. 町会所有の集会所、民間施設、私立学校などを活用
- エ. 収容可能人員は、1人当たり面積を概ね 2m²として算定（現行と同じ）

指定方針

【第1段階】

- 小・中学校はすべて耐震基準を満たしており、中核として配置する。
- 開設の優先順位を決めておく。

【第2段階】

- 避難対象のカバー範囲を確保するため、各家庭から半径 1km 圏内への配置を目標とする。

【第3段階】

- 地区別、小学校区分別で区分した際に、各区分単位において対象人口の 20% 以上の収容が可能となるように配置する。
※避難指示等による実際の避難割合を 2% 程度と仮定した場合に、その 10 倍の収容人数を確保する。